

第1回米原市自治基本条例推進委員会 会議録

承認(会長)													
公開・非公開	公開												
開催日時	平成23年9月29日(木)午後3時30分～午後5時30分												
場 所	米原市役所 米原庁舎 2A会議室												
傍 聴 人	0名												
出 席 者	今川	井上	山本	堀	土居	安田	米澤	松宮	岩山	中村	清水	鹿取	
	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(事務局)笹井政策監、政策調整課:坪井課長、仲谷課長補佐、坂主査、中嶋主事												
議 事	<p>■市長あいさつ</p> <p>■第3期委員委嘱状交付</p> <p>■委員および事務局の自己紹介</p> <p>■研修「自治基本条例の役割」同志社大学政策学部 今川晃教授</p> <p>■議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米原市自治基本条例ができるまで ・米原市自治基本条例推進委員会のこれまで ・今期の推進委員会の流れ ・委員意見交換 												
<p><u>1. 市長あいさつ</u></p> <p>みなさん、こんにちは。市長の泉でございます。</p> <p>まずもって、皆様には日頃より、市政の推進に御理解、御協力いただいておりますことを、この場をお借りして厚くお礼申しあげます。</p> <p>また本日は第1回米原市自治基本条例推委員会を開催いたしましたところ、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。また今期の推進委員会の委員への就任をお受けいただき、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>今朝、私の住む地域で断水いたしました。ほんの短い間でしたが、水道が使えないとトイレも使えなければ、顔も洗えない。東日本の災害は水道だけでなく、電気、ガスも長期にわたって停まった訳ですから大変なことだと思いました。今年はいろんな災害が続きましたが、米原市においても先の台風6号では、初めて長岡地先に避難勧告を出しました。幸い床下浸水が1戸で、大きな被害にはなりませんでしたが、いつ何時起こってもおかしくない状況です。</p> <p>東日本の震災については、市では福島県の相馬市に支援をしています。新米がとれましたので、米と、市民のみなさまからお預かりしています遺児育英基金を、10月に届けに行きたいと思っています。災害については米原市でも日頃から備えていかなくてはならないと思っています。</p> <p>本日午前中は福井と滋賀の県境交流促進協議会に出席してまいりました。米原、長浜、高島の3市と福井は6市町が参加しました。福井県についてはいずれも原発立地市との隣接市町で高島、長浜も隣接市、米原市は隣々接市となりますが、距離的には米原市も50キロ圏内ですので、決して遠い訳ではございません。福島の状況を見ますと、50キロ以上でも様々な、汚染が確認されています。米原市では今、防災計画の改定を進めていますが、こういった原子力の関係も計画に盛り込んでいこうとしています。</p> <p>市では「絆で築く元気な米原市づくり」を施策の重点目標とし、その実現に向け昨年度から「親子の絆」に視点を置いた「まいばら親子の絆プロジェクト」を進めています。また今年度は「親子」だけでなく「人と人」そして「地域」へも絆を広げていくた</p>													

めに63の「絆事業」を実施して、更なる絆づくりに向け、施策を実施しているところ です。平成18年9月に米原市自治基本条例が施行され、早くも5年が経過しました。この条例は合併直後から市民のみなさんによる、「つくる会」で熱心な議論と検討を重ねてできた、まさに市民の条例です。今後も自治基本条例の理念を念頭に置き、市民、地域、企業と行政が対等な関係のもと、共に汗をかき、知恵を出し、共感できる、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。推進委員会の皆様には自治基本条例をはじめとする諸条例や制度の運営状況を検証・評価いただき、それぞれのお立場・御経験から率直な御意見、御議論を交わしていただくことで、市民自治による米原市が実現していくものと考えておりますので、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

事務局より資料の確認

2. 委嘱状交付

委員を代表して今川委員に委嘱状を交付

3. 委員と事務局の自己紹介

今川委員から順次自己紹介

4. 会長、副会長の選出

会長を今川委員に、副会長を山本委員に選出

(会長と副会長のあいさつ)

会長：よろしくお願いいたします。私は米原の自治基本条例に関しては制定の段階では関わっておりませんので、本来は条例制定の過程から関わっていただいております方にこの会長は願います。会の交通整理役として務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

全国には自治基本条例を制定している市町が250余りあります。ところが大方の条例がお蔵入りという結果です。おそらく条例が使われている、活き活きとして所は10余り、更に推進委員会を設けて定期的に活動しているというのは、おそらく数自治体です。したがって米原は日本の自治体の先導役を果たしていると考えています。もちろん自治体によって環境は違いますから、自治の在り方、どういう町にしていくのかということとは異なってきますが、それほど精力的にやっている所はありませんので、欲を言えばみなさん日常生活の中で不満はあるかもしれませんが、日本の中では先導的な役割を果たしているということをお伝えしたいと思います。

副会長：副会長に御推薦いただきました山本です。力不足で会長をどこまで補佐できるか心配しております。しかし私自身、自負していますところは、米原市の自治基本条例の骨子づくりから関わらせていただいたという思いがありまして、新しい委員会でその流れにおいてお役にたてるかと思っています。先程も自己紹介に「ルッチ大学」がでてきましたが、私もそれが縁で骨子づくりに参加させていただいた経緯がございます。自治基本条例が市民にとっての自主自立が果たせるよう、メンバーのみなさんと条例が推進していけるようにやっていきたいと思っています。

5. 研修「自治基本条例の役割」

資料に沿って会長より説明

副会長から一言

住民が主役の自治、自治とは住民が主役であるということをいかに市民に啓発していくか、ということが一番大事ではないかと思えます。「住民の 住民による 住民のための自治」がこの自治基本条例の一番の趣旨です。それを実現するためにも「情報の共有化」は大切な事です。市民、事業者、行政、いろんな立場からの発信があってもいいと思えますが、今のところは行政からの情報を受け取ってそれに対するいろんな思い、投げられたボールを投げ返していくということです。それと先程から出ている「協働」です。これは市民、事業者、行政それぞれの立場や役割を理解して協力していくわけです。前提としての「情報の共有化」そして「協働」、これが自治基本条例を住民のものにするためのポイントだと思います。しかしなかなか難しく、毎月の広報でも条例についての記事を載せていただいています。今会長からは先進的だといっていただきましたが、ちょっと気を抜くとお蔵入りしてしまいます。とにかく私たちは住民自治を進める自治基本条例があるということを市民のみなさんにアピールし、啓発していくことが役割だと思います。

6. 議事

事務局から「自治基本条例ができるまで」「自治基本条例推進委員会のこれまで」について説明。

続けて、「推進委員会の議論の流れ」について説明

会長：ありがとうございました。事務局から米原市の自治基本条例がどのようにつくられてきたのか、推進委員会がこれまでどのような活動をしてきたのか、そして今期の委員会の流れについて説明いただきました。今日は時間も限られていますが初めてということでみなさんにひとことずつ質問も含め御意見をお願いしたいと思えます。

委員：私の住む地域にあてはめていろいろ考えながら聞いていました。自治会の総会などでも意見を言われる方は決まっています。若い方は黙っている、過去に区長をした人が2、3意見を言って終わりです。婦人会も会の定年間近の人が意見を言って若い人は意見を言わない。そうかといってその人たちがおとなしいのかって言うと、2～3人のグループになると意見がでます。区の行事も毎年同じ事を繰り返している。予算が無いといったら改善もない。他の自治会の良い事例がわかる機会があれば良いと思えます。自治会の役員を選出方法も問題があって、女性が自治会で役員になっていない現状もある。何らかの決まりを作れないかと思っています。

会長：自治会の役員にしても、市民が変わらないといけないということですね。

委員：市から助成金をもらっている事業で助成金が適切に使われているかのチェック機能も強化するべきと思えます。

委員：これまで自治基本条例を知らなかったもので、今回お話を伺い読ませていただきました。非常に難しい。はたして市民に理解されているのか。認知度30%ということでしたが実際にそうなのか。と思いました。これから具現化、具体化し市民が主体となって、人間関係の希薄になった部分を回復するというのが、基本条例を作る第1の原点ではないかと思えます。市長のおっしゃってる「絆」づくりを目指していかなくてははいけません。そのためには今後、条文を理解するためにも具体化していかなくてははいけない部分があると思えます。例えば前文ですと、市史のない市で歴史の整理ができていないのかと感じました。地域の食文化なども市民に伝わっていない。そしてこれから若い世代がどれだけ地域に残ってくれるのか。これからは自治組織も高齢化します。今後20年後が恐ろしい。35歳以下の方が1万人を切っている中、このような条例を活かしていけるのか心配です。情報の共有については、広報も近年は充実しているので読まない市民が悪いが、啓発や発信の仕方も工夫がいる。認知度が低いと、いいものも活かしきれない。市民に還元ができる中身、実

際に市民が動ける中身にしていかなくてはならない。区長会やハートフルフォーラム等も使って市民意識を高めて市民のものにしていくことを考える必要があると思います。

委員：私も条例の名前は知っていましたが中身は理解しておらず初めて目を通しました。今回関わらせていただく中で、長い目で見て、ここでの経験を地域に戻った時に少しでも前に立って地域のみなさんの意識を変えていく事に力を注げたらと思います。

委員：認知度 30%に驚きました。今回委員になってネットで調べましたが、ウェブサイトにも委員募集が載っていなかった。情報の共有という点でも残念。また自治会活動に参加しない無関心市民が多いという事ですが、まさに私がそうです。朝早くに仕事に行って夜遅くに帰宅します。土日でも何かと出ていくことが多くて、自分の住んでいる場所を知らない、というところもあって会社を退職した機会にルッチ大学で学ぶことにしました。私のように条例を知らない人が多いと思います。広報も読んでない。そんな人にも何かの形で知らせていくことが課題だと思いました。

委員：私も 30%に入っていない方にいます。地域でまちづくり活動をしています。ここ 2 年ほど市の職員も参加されるようになりました。実際参加すると地域のことが良く分かるとおっしゃいますし、お互いの理解も深まります。何か大きな計画ができてその冊子を作ることに力を注がれているように感じます。創造会議にも何度か出席しましたが、強いものが勝ちではないと思います。まちづくりをする団体にはプレゼンや書類作成がおつくうな人がたくさんいます。でもそういった人を大切にしたいと思っています。

会長：いろんな人がいろんな情報を利用し発信できる方法も考えていく必要がありますね。

委員：みなさんおっしゃること、すべてごもっともだと思います。そんな中で、ひとつひとつみなさんと考えていければと思っています。

委員：私自身市民では無く、条例や委員会も知らなかったので勉強させていただきたいと思います。委員会の趣旨に沿うように、限られた時間の中でできる限り良い成果をあげられるように考えながら取り組ませていただきたいと思います。

委員：自治会は大きな仕事をやっています。区長も区民から選ばれているがしんどいというイメージでみんな敬遠します。消防、防災、清掃活動その他いろいろな伝統のお祭まで自治会でやっています。その上行政の下請け的な業務も非常に多い。これは自治会と行政の関係のひとつなので悪いことではないと思っています。この条例は理念ですので具体的に何をどうしたいのか見えてきません。私なりにこの条例を思うと、それぞれの地域にいっぱいある生活課題を誰がどう解決していくのか、そういうことだと思います。それぞれの仕組みを作る必要もありますが、その時行政はどんなことをしてくれるのか、そこが条例を見ても薄いように感じました。そのあたりを明確にして取り組む必要があるのかなと思います。またこの委員会自体の動きが理解できないので、今後おいおい分かっていきたいと思っています。

会長：自治基本条例はどこも理念です。そんな中で、生活課題を誰がどう解決していくのか、行政は何をすべきなのか、具体的な方向性やポイントを議論するのがこの委員会の役割です。むしろ具体化する委員会と言えます。条例を推進するために具体化する委員会と言えます。したがって、25 年度の最後には市へも提言しますし、その過程では学習を含めて議論を進め、改善すべきところは市民も行政も改善していくように投げかける役割を果たしています。そういった意味では、生活課題を誰が解決するのか、市は何をやるのかって言うことも大事なポイントになってきます。しかし限られた時間ですので、テーマを絞って議論をしていきたいと思っています。

委員：条例づくりから関わったものとしてひとこと。条例は理念ですので具体的な方策までは書かれていません。この委員会で課題について議論し、市民に知っていただけるように、そして市民に知っていただくことで条例が活かされていくようにしていきたいと思っています。2 年間は短いです。少しでも市民に知ってもらい考えてもらい、活用していただけるようにするためにどうしたらいいのか考えていきたいと思っています。それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきたいと

思います。

会長：今日は時間がまいりましたのでここで終わりですが、まだ話し足りないことがありましたら、事務局にお届け下さい。それは次回にまた共有したいと思います。

次回は行政がこれまでどう取り組んできたかということを中心に御説明いただきます。

7. 次回日程調整

平成 24 年 1 月 23 日(月)午後 3 時から 同じ場所で

次回の内容…これまでの市の取り組みを自治基本条例に沿った形で事務局より説明。

事前に参考資料を各委員に送付。

政策監：今回は 1 回目ということもあって、事務局からの説明が多くなりみなさんの御意見をうかがう時間が短くなりましたことをお詫びします。その中でも、情報の共有、協働、自治会の在り方等の御意見をいただくことができました。これからは徐々にみなさんの御意見をいただく時間も増やしていきたいと思っていますので、今後もよろしくお願いいたします。